

日本 NPO 学会 理事会第 10 期 第 14 回理事会 議事録

開催概要

日時：2019 年 8 月 26 日（月）14:05～17:10

場所：関西学院大学大阪梅田キャンパス

〒530-0013 大阪市北区茶屋町 19-19 アプローズタワー14 階 「1408 教室」

出席理事：岡本会長、早瀬副会長、秋葉理事、雨森理事、今田理事、後理事、岡田理事、
粉川理事、坂本理事、田中理事、仁平理事、初谷理事、三木理事、山岡理事、
小田切理事・事務局長

出席監事：濱口監事

欠席監事：各務監事

欠席理事（委任状有）：岡村理事、岸本理事、桜井理事、筒井理事、永井理事、裕永理事
（委任状無）：目加田理事、藤井理事

議案・配布資料・参考資料

- ・別添の議事次第および配布資料を参照

1. 理事会の成立、進行、出席者の確認

- ・理事会の成立の確認 第 26 条
会則第 26 条の定めにより、過半数の理事（23 名中出席 15 名、委任状提出 6 名）
が出席であり、本理事会が成立していることが確認された。
- ・議長
会則第 25 条の定めにより、岡本会長が議長を務めることが確認された。
- ・議事録署名人の選出
第 26 条第 3 項に基づき、議事録署名人として、粉川理事、岡田理事が選出され
た。
- ・新しく監事に就任された濱口監事の紹介が行われた。
- ・審議にさしあたり、岡本会長より、報告事項と審議事項の議事の順番を入れ替える旨、提案があり、承認された。

2. 報告事項の経過と結果

(1) 執行部業務報告について

・岡本会長より、執行部業務報告が行われた（報告資料 1）。理事会の開催、定時総会の開催、第 21 回年次大会の開催、学会事務局移転作業の終了、ディスカッションペーパーの投稿状況、第 22 回年次大会実行委員会の準備状況、災害等対応委員会の開催、等について報告が行われた。また、新会員システムの遅れ、年会費未請求、学会誌発行、広報検討部会、スタディグループ活動助成の応募状況等、業務の課題について言及がなされた。

・早瀬副会長より、2019 年 7 月末時点の予算実績について報告が行われた（報告資料 1-2）。年会費請求が遅れているなかで前年との比較で約 410 万円受取会費少ないこと、管理費の執行額は少ないこと、当期収支差額は 10 万円ほど赤字だが繰越金があるためキャッシュフローはあること、について説明が行われた。また、第 21 回年次大会の収支の実績についても報告が行われた（報告資料 1-3）。参加費収入が 105 万円ほどあること、まだプログラムをネット印刷した部分の金額が出ていないこと、実行委員会企画の旅費が比較的にかかったこと、そして、龍谷大学から補助金が 30 万円あったうえに会場費の支払いがなく、かつ参加者も多かったことなどが影響し最終的に黒字の見込みになること、について説明がなされた。

質疑等

・村田学術振興財団に学会の大会助成の申請をしたと思うが、どうなったのか。

⇒（岡本会長）

学会の開催補助を申請したが、残念な結果となった。

・来年度は出さないのか。

⇒（岡本会長）

来年も出すことを検討したい。その他、以前は海外から年次大会のシンポジウムに講師を助成金で呼んだりしたことがあったが、そのような国際交流関係の補助金を出したいという要望が実行委員会から出てれば相談しながらやっていきたい。

・その他にも助成申請の選択肢が沢山あるのではないか。

⇒（早瀬副会長）

細かい話だが、大会の懇親会ときにお酒やお茶が持ち込めるのであれば、献酒やお茶の寄付などをしてくれる企業は結構あるようである。

⇒（岡本会長）

理事の皆様も、ゲストを呼ぶ際の資金獲得のアイデアがあれば情報等をお寄せいただきたい。相談しながら進めていきたい。

- ・スタディグループに応募がなかったということだが、予算 50 万はどのようにするのか。いま会費収入がすくないので何もできないかもしれないが、会費が順調に入れば余剰が出てくるのでそれをどうするか考えた方がよいのではないか。

 - ⇒ (早瀬副会長)
 - 12 月に補正予算を組むことになるだろう。
 - ⇒ (岡本会長)
 - 新システムが稼働し、会費納入に目途がついてきて予算の全体像が明確になったら補正予算をつくりたい。そうなれば、岡田さんが言われている国際交流のサポートや、藤井さんが指摘されていた全国調査などについて、検討したい。

- ・以前も指摘したが、学会誌の発行を年 2 回にして、もう 1 号出すということも考えられる。

- ・予算 50 万について、各委員会がそれぞれ検討するのではなく、全体の予算を勘案して、どういう資源をどの事業に投入するのか、執行部や理事会などの上のレベルで決めてほしい。スタディグループを止めるか、続けるかといったことを委員会に投げられても判断できない。

 - ⇒ (岡本会長)
 - スタディグループを止めるということは想定していない。制度改善をして応募が多くなるようにしたい。

- ・その制度改善も、理事会でないと決められないわけであり、委員会では何もできない。以前から、グループのメンバーにも旅費を出す方がいいとか、予算枠が少ないなどの提案をしてきたが、結局、今年度も前回と同じ募集要領となった。結果、募集はゼロである。これまでの実績からみれば、ニーズはないのではと思っているが、次年度も同じ枠組みでいくのか。

 - ⇒ (岡本会長)
 - スタディグループは多くの方の尽力によりつくられたものであり、すぐに止めるということにはならないと理解している。スタディグループは学術が担当になっているので、そういう風に変えることが妥当か、という議論をしてほしい。50 万が余ったからどう使うかは、それとは別により幅広い検討が必要になる。

- ・会員が減ってきて、収入を増やさないといけないが、その一番大事な課題に対して何もできていないというのが問題。そこにきちんとお金をつぎ込んだほうがよ

い。例えば、入会キットみたいなツールをつくって配布するとかした方が、お金の使い方としては有効ではないか。

⇒ (岡本会長)

今年度の 50 万使ってそういうことをやりましょうということはある。スタディグループの方は、来年度どういう方向でいくのかについて、学術の方で検討してほしい。

・ 学術委員会の方でいくにするか決められないのでは。予算枠を 20 万にするか決めてよいのか。

⇒ (早瀬副会長)

それは提案してもらって問題ない。当然である。

・ 組織として、どう会員を増やしていくか、という施策が何も無い。新規会員を呼び込むために投資的経費を使うべきはないということなのか。

⇒ (早瀬副会長)

現在、広報部会の方でも会員獲得のための議論が進んでいる。何も無いということはない。

⇒ (岡本会長)

ポジティブな意見なので、理事会としてそういうことに注力すべきということであれば、執行部が提案を受けて実行したり、各委員会にお願いしたりする形で検討することになるかと思う。

(2) 田中顧問の辞任について

・ 岡本会長より、田中弥生顧問の辞任について報告が行われた(報告資料 2)。田中顧問が会計検査院検査官に就任する関係で辞任のご連絡があったこと、辞任について会則上の規定はないが、民法の解釈上からは辞任を拒否するようなことはできないのが一般的であること、辞任届を受理したことをこの場で確認したいこと、について説明がなされた。

質疑等

・ 顧問制度はきちんと整備した方がよいのでは。誰がなってもよいが、今、どういう位置付けでどのような権限があるかもわからない。

⇒ (岡本会長)

これは、会則関係で細則や申合せをつくる、という話になるか。

・ 規程がないと、顧問に辞めていただかないといけないようなときに困る。

- ・実態から言って、いま明確な役割があるわけではないので、規程をつくと、逆に、役割がないのに規程でガチガチになるので、そういうことはやめた方がいい。将来的に、こういう役割を担ってほしいということで規程をつくるなら意味があるが。
- ・日本 NPO センターの顧問をやっているが、規程はない。ただ、代表理事をやった人は代々顧問をやっている。基本的に顧問は理事ではないので議決権はない。必要に応じて諮問があれば相談にのるとのこと。会費も払うし。
- ・うちは慣例では、顧問は理事になれない。規程はないが、慣例で選挙人名簿からは外れている。
- ・顧問がもう 1 回理事になることはないという常識で運用しているので、すべてを文字にする必要はないのでは。

⇒ (岡本会長)

このような意見があったということで、組織運営委員会の方で、これを検討課題とするかどうか、任せてもよいと思うが。ちょっと執行部でも検討したい。

(3) 学会事務局業務報告について

- ・小田切事務局長より、学会事務局業務の報告が行われた(報告資料 3)。学会事務局の移転作業が 6 月 30 日付けで終了したこと、中西印刷に委託していた業務の学会支援機構への移行作業に予想以上に時間がかかっていること、8 月 5 日付で年会費請求の遅れについてのお詫び文とともに、クレジットカード決済による会費納入の案内をしたこと、について説明がなされた。

質疑等

- ・会費請求の紙だけ先に出してもらおうおとはできないのか。会員システムの稼働を待っている状態か。

⇒ (小田切事務局長)

請求とは切り離すことはできると思うが、まだ郵便局での振替に関する手続きをしているところであり、結局、発送のタイミングは変わらないのではないかと見込んでいる。

⇒ (岡本会長)

6 月の総会で 7 月頃には新システムのご案内ができそうだという説明をしたので、ここまで遅れていることについて、稼働の目途がついた段階で、メーリングリスト等で会員の皆様にお詫びを出した方がよいと思う。

- ・いまクレジットカード決済ができるのであれば、何かインセンティブをつければ払って

くれるのでは。9月までに払ったら500円引きとか。最終手段として。

⇒（岡本会長）

新会員システムで何ができるかということについても、この作業が進まないとわかってこない。業者の方にもプッシュするようしていきたい。

（4）広報検討部会について

・小田切事務局長より、広報検討部会の報告が行われた（報告資料4および別紙）。広報検討部会の委員として小田切以外に4名をお願いしたこと、部会で議論すべき論点を整理していること、今後のスケジュールとして9月中にWEB会議を開催予定であること、について説明がなされた。

・粉川広報検討部会委員より、広報検討部会で議論する予定のアイデアについて報告があった（報告資料4-1）。ソーシャルメディアのアカウントを早めにつくって運用した方がよいこと、フォロワーの獲得を目指す取り組みをした方がよいこと、ニューズレターの代替サービスを検討すべきこと、学会として研究者紹介を行いメディアと連携すべきこと、長期的には一般向けのソーシャルセクター・ニュースサイトをつくっていくこと、などについて説明がなされた。

質疑等

・新しい入会者がNPO学会に入ろうとしたとき、他の関連学会とのポジションを考えてほしい。いくつか新しい学会もできている。そちらの方がおもしろいと思う若い方もいるのでは。

・ブランディングか。

⇒（岡本会長）

新しい学会は競合といえば競合になるので、ブランディングというか、より魅力的な学会になるよう努力が必要。他方では、協力できるところは協力していきたい。

・どういう学会にしていくかという点は非常に重要。うちは研究者と実践者がいる学会なので、そこがコラボレーションしていけばもっとよくなっていくのでは。

⇒（岡本会長）

広報検討部会では、ブランディングの中身まで検討するかどうかわからないが、答申にはその在り方について出てくる可能性はある。

・ニュースサイトの話があったが、ネット上で発信すると、いろいろと指摘を受けることも多くなるので、それに対応する体力をどうつけていくか。

・答申をまとめて頂くときに、会員の目線からみて学会の広報体系がどうなってい

るのか、年間の広報計画やどの時点で誰に対して何をどう訴求するのか、といった流れがわかるように提案していただくと、後で議論しやすいのではないかと。

⇒（岡本会長）

理事が2年で変わるので、2年ごとの広報計画を立てていく必要があるように思う。

⇒（小田切事務局長）

学会の行く末を考えるような話になってきて荷が重いですが、部会では、基本的に、現状もっている広報ツールの課題や改善策を検討する、つまり、広報に関する技術的な部分の検討のみを行うという理解でよろしいかと。

⇒（岡本会長）

それでよいと思う。

（5）第21回年次大会優秀発表賞の結果について

・雨森学会賞選考委員会委員長より、第21回年次大会優秀発表賞の結果について報告が行われた（報告資料5）。まず、受賞者を理事会メーリングリストで報告し、その後、学会メーリングリストで会員向けに発表したが、細則上は、「理事会」での報告を経る必要があったことについて説明があった。つづいて、優秀発表賞として、研究報告および実践報告をそれぞれ1件ずつ計2件選考したこと、今後受賞者に賞状を授与すること、について説明がなされた。

質疑等

・優秀発表賞の発表については、大会後できるだけ早く発表したいと委員会で考えて理事会メーリングリストでの報告としたが、やはり細則に基づく運用を考えていくということにしたい。

⇒（岡本会長）

細則を遵守することはもちろんだが、できるだけ早く公表するための運用の在り方についても、来年に向けて考えておいていただきたい。例えば、優秀発表賞の公表を理事会メーリングリストで報告したうえで会員に発表する旨を、6月の大会の際の理事会で事前に了承を得ておくというようなやり方もひとつの方法と考えられる。

・細則第6条の文言をみると、理事会報告と受賞者の発表とは並列にあり、発表してから理事会報告でもよいように読める。立法趣旨は違うのかもしれないが。

⇒（岡本会長）

運用上の問題であり、細則を変えるほどの問題ではないのではないかと。

- ・ 来年は理事選挙もあるし、選考についても時間がないなかでやることになる。
 - ⇒ (岡本会長)

理事選挙の関係で、委員会の組閣自体も遅れてくる。それも踏まえ、大会後できるだけ早く発表できるような運用を検討していただきたい。メール理事会という手もある。
- ・ 優秀発表賞の選考方法について、会場で司会や討論者の方が採点するのを見てみると、どうも当日の報告だけをみてその場で採点している。やはり学会賞なので、事前にペーパーも見て、また絶対評価ではなく相互比較して評価すべきではないか。
 - ⇒ (岡本会長)

事前にペーパーは配布されるので評価はできる。審査項目にも当日の報告だけでなくペーパーの評価も入っている。
 - ⇒ (雨森学会賞選考委員長)

ご意見はごもっともだと思うが、少人数で評価を行うため、実務的には難しいところである。
 - ⇒ (岡本会長)

その点、委員会の方で一度ご検討いただきたい。

(6) 組織運営委員会報告について

- ・ 初谷組織運営委員会委員長より、委員会報告が行われた(報告資料 6)。委員会の開催報告、および今後の検討課題として、11 月頃に、正副会長互選手続き規程の整備、理事候補者選挙手続きに関する細則の運用の手続き規程の検討、大会運営規程のあり方の検討、ハラスメント関係の対応、などの検討を想定していることについて説明がなされた。

質疑等

(岡本会長)

12 月の理事会では、選挙関係規程の整備を必ずやって、また、その他の課題も随時進めていかなければならないので、よろしく願いしたい。

(7) 大会運営委員会報告について

- ・ 田中大会運営委員会委員長より、委員会報告が行われた(報告資料 7)。第 21 回年次大会の参加者数及び予算の状況、第 22 回年次大会における実行委員会委員の選出過程、第 23 回年次大会を宮城大学または東北大学にて開催できる目途が立ちそうであること、第 24 回大会以降の開催地について検討が必要なこと、などについて説明がなされた。

質疑等

(岡本会長)

第 23 回大会は東北で引き受けて頂けるということでありがたいが、企画と運営の分離についてどのような体制でやっていくかということについて検討したうえで、正式にご依頼する形にしたい。

- ・開催校は 2 週目をやった方がいいのでは。人数も少ないし、できるところが限られているので。

(8) 災害等対応委員会報告について

- ・早瀬副会長より、20 周年記念事業委員会報告が行われた（報告資料 8）。会員アンケートを実施し報告書を公表したこと、その結果に大変重要な指摘・意見等が含まれていること、第 21 回年次大会にて 20 周年記念パネルを実施したこと、設立 21 年目に入った今後のあり方について 12 月理事会までに検討したいこと、などについて説明がなされた。
- ・坂本 20 周年記念事業委員より、アンケート調査結果に今の理事会は頑張っている旨の回答がいくつかあったこと、について報告があった。

質疑等

(岡本会長)

20 周年記念事業としては学会誌での特集号として、この 20 年の研究・実践の回顧が行われることになっている。それらも踏まえて、今後の学会のあり方について議論できる時間をもてればいいと考える。12 月の理事会では、そうしたことができればと思っている。

(9) 災害等対応委員会報告について

- ・三木災害等対応委員会委員長より、委員会報告が行われた（報告資料 9）。第 1 回委員会を開催したこと、委員会設置の趣旨の確認や委員会活動のための情報収集および調査にかかる役割分担の決定を行ったこと、今後、災害に関する研究蓄積や学会の災害等への対応等についての調査をすすめていくこと、などについて説明がなされた。

質疑等

(岡本会長)

委員会として、今年度が終わるまでに一定のまとめをつくっていただくのがいいのではないかと。もし災害が起こった際には社会的な発信をしなければならないので、そこは意識しておきたいと思う。

(10) 学術研究委員会報告について

・坂本学術研究委員会委員から、科研費における NPO 研究の審査枠創設のための調査結果報告が行われた。科研費や日本学術振興会の内情に詳しい研究者に聞き取りを行ったところ、時限付きの審査区分に提案することは可能だが、恒常的な新たな審査区分を設けるような仕組みが現時点でないこと、すなわち、新たな審査区分として「NPO 研究」を認めてもらうのは現行の仕組みからいって相当難しいことが明らかになった旨、説明がなされた。

・岡田学術研究委員会委員から、まず、2019年7月15日～16日にタイ・バンコクにて ISTR Asia-Pacific Regional Conference が開催され、学会から桜井政成会員・岡田彩会員が International Academic Committee として参加したこと、PhD Seminar には日本からは1名のみでの参加であったため渡航補助等の検討が必要なこと、などについて説明があった。次に、日本の大学における NPO 関連の授業・講座の調査に関して、類似の調査研究をすすめているプロジェクトがあるため、それらと連携して取り組むこと、10月までにはデータ収集が終了し学会にそのリストを提供できそうなこと、などについて説明がなされた。

質疑等

・その調査は、公開情報から調べているのか。あるいは聞いているのか。公開情報であれば、学会のホームページ等へ載せるのは可能かもしれない。

⇒ (岡田委員)

公開情報から集めている。むしろ公開することで、不足情報等を集められる可能性がある。大学のシラバスシステムは、外部から閲覧できないところも多い。

⇒ (岡田委員)

いまの報告について、資料がないので、議事録用に紙に書いたものをつくっていただきたい(報告資料 10-1、報告資料 10-2 参照)。

(11) 編集委員会報告について

・後委員会委員から、委員会報告が行われた。6月に第3回の編集委員会を開催したこと、ノンプロフィットレビュー特集号を12月中に発行予定であること、今後、投稿原稿が多くある場合は、6月前後にもう追加号を発行する可能性はとっておきたいこと、などについて説明があった。また、学会賞作品以外の書評を過去どうやって決めて載せていたのか、質問がなされた。

質疑等

- ・過去には、編集委員会でよさそうと思われるものについて書評を書いていたことがある。とくにルールや期限が明確にあったわけではない。

⇒（岡本会長）

一応、事業計画では学会誌を年 1 回と決めているので、原則 1 回という理解でいいのではと思う。後で契約書の話もあるのでそこで詰めたい。また、特集号については、大会のシンポジウム等の企画と結びつけるかどうかということが論点になると考えている。なお、今の報告について、議事録用に紙に書いたものをつくっていただきたい（報告資料 11 参照）。

3. 審議事項の経過と結果

(1) 第一号議案：学会誌の契約について

・小田切事務局長より、レタープレス株式会社との学会誌発行にかかる契約書について説明が行われた（第一号議案資料 1 および参考資料 1、参考資料 2）。まず、前回理事会にて、学会誌発行の所管は編集委員会だが、業者との契約に関しては執行部で預かることとなった旨、確認がなされた。そのうえで、前回の契約書案からの変更点として、契約書のタイトルや条文から発送業務を除いた点、毎号仕様書をつくる点、校正を明記した点、電子版の発行を明記した点、契約期間を日付で明記した点、遡及条項を入れた点、などの解説がなされた。

質疑等

- ・第 5 条の 2 は、前項と同じ文章なので、「前項にかかる作業」と省略できるのではないか。

⇒（岡本会長）

ご指摘の通り修正することとしたい。

- ・見積の金額は今後変わってくると思うが、それを含んだ議決となるのかどうか教えていただきたい。また、第 11 条で「都度」となっているが、これは見積書の単価の部分だけを毎回を決議するような仕組みなのか。そうだとすれば、乙が通知をして甲が承諾しないとうのはどういう場合なのか。さらに、第 14 条で、契約期間の方針はいいのだが、6 カ月前となるとこの 9 月末となり、拒絶する通知を出す権限を会長が持つのか、そこまで含めて今日決議することになるのか。実際には、9 月末に蹴るわけにはいかないのでは、自動的に来年度もこのまますすめることになるかと思うが、それも含めて今日決議するのか。
- ・第 11 条は、元々別紙見積書記載の通りとなっていたが、それは継続的契約としてはおかしいということで、現状のような緩やかな表現になったという経緯があ

る。また、発行は、その都度ごとに事情が発生する可能性があるため、乙が毎回金額を通知し甲が承諾するという 2 段階になったという認識をしている。さらに、契約解除の 6 カ月の話であるが、普通は 1 年契約であれば 3 カ月くらいかなとは思う。一方で、3 カ月前だと向こうから契約を切られたときに、こちらが非常に困ることになる。

⇒ (岡本会長)

まず、ここで議決するものは何かという質問があった。今日は、契約書の議決であり、見積書の議決ではないという理解。

- ・金額を含めての議決はもう一度メールか何かでやるのか。
- ・契約金額については、事業者の事情や希望があるのではないか。

⇒ (小田切事務局長)

第 11 条や第 14 条は、先方から提案があった内容を記載している。決定事項というわけではなく、こちらから変更を提案することは可能である。

⇒ (岡本会長)

まず、今日は契約書の決定であることと確認したい。また、別紙見積書については、今年度はこの見積書をベースにして考え、最終の金額については会長一任ということによろしいか。そういう権限の解釈で運用していくということである。

- ・それは、第 11 条の甲が承諾するという部分を会長が行うということか。つまり、この契約書が基本契約で、個別の発注をするのが 11 条ということか。単価が概ねわかっている、ボリューム感も想定できるので、これを全部理事会でやると大変だということか。

⇒ (岡本会長)

11 条についてはそういうことになるだろう。14 条については、6 カ月が長いかわりか短いかわりかということになるが、今日は一応 6 カ月ということでお認めいただいて、3 カ月にした方がいいということであれば交渉をする。

- ・学会誌を年内に発行するため、その成果を見たうえでということになるだろうが、いま業者は 6 カ月で受けられて業務を進めておられるが、それを 3 カ月に変更するのか。

⇒ (岡本会長)

初年度については、特約をつけて判断するという手はあるかもしれない。

⇒ (小田切事務局長)

元々の案では、契約期間は 6 月から 5 月までの 1 年間となっていたた

め、6カ月前までに契約解除をすれば作業は発生しない予定だった。その後の議論で、期間を年度で区切るということになったため、今のよう
な議論になっている。

- ・いま言われたように、元々6月から5月という契約であったのであれば、3カ月に変えても理解はいただけるかもしれない。
- ・甲は3カ月前、乙は6カ月前というようなやり方もある。こちらとしては、3カ月前に切られたときに非常に困るので、そこも考慮する必要があるのでは。

⇒（岡本会長）

それでは、先方との交渉ごともあるため、それも含めてご承認いただく
ということでしょうか。

- ・執行部の裁量としていただければそれでいいが、また契約が伸びるとなると困るので、滞りないように進めてもらいたい。

承認事項

審議の結果、第一号議案について原案通り承認した。

(2) 第二号議案：第22回年次大会実行委員会の設置について

・田中大会運営委員会委員長より、第22回年次大会の実行委員会委員について提案が行われた（第二号議案資料）。第22回年次大会実行委員会委員として駒澤大学の李妍焱委員長から15名の提案があったこと、うち会員が10名、非会員が5名であること、非会員のメンバーは企画等の実行に専門的に携わるメンバーであり報告審査等は担当しないこと、実行委員会事務局に駒澤大学の松本典子先生をお願いしたこと、今回の実行委員会も体系的な規則等をつくって運営するのではなく状況をみながら弾力的に運営していくこと、大学からの助成金はなく会場費がかかること、について説明があった。

質疑等

（岡本会長）

企画と実施の分担については、李委員長が非常によく考えていただいている。シンポジウムのテーマも新自由主義に関わるものを想定されているようである。以前から、学会として大会の企画のクオリティについてバックアップするのが重要という議論があったが、編集委員会、大会運営委員会、学術委員会などからの企画提案を受け付けていただけるということは聞いている。制度的な分担については、今後議論をすすめ次年度からということになる。また、当初の予定では、李先生と松本先生が委員兼事務局として入っていたが、委員に謝礼を払うのはどうかという議論もあり、今回は、松本先生は委員から外れていただき、事務局として謝礼を支払うということできたい。

- ・事務局への謝礼について、実質はそれでよいが、委員であっても、委員の仕事ではなく事務局長としての仕事に支払いをすることは、どこの組織でもやっている。その区分けさえできれば、松本さんが委員として発言できないようにする必要はないのではないか。

⇒（岡本会長）

委員長については、決裁者でもあるのでそこは難しいのでは。ここは難しい問題で、石田さんが無償で大会事務局をやっていたこともあり、小田切さんも学会事務局を無償でやってもらっている。李先生には、絶対こうであるということで伝えたわけではないが、現状のような案を考えてくださった。

⇒（早瀬副会長）

従来は学生さんが担っていたが、前回の龍谷からより専門的な業務として位置づけたので、そこが難しい状況になっている。

- ・この話は、他の委員会にも関連していて、編集委員会では編集主幹の菊池さんに多くの実務を担っていただいているが、報酬が発生するレベルとを感じる。学会の財政状況から難しいということもあるだろうが、一部に発生して一部にはないというのはよくない。実務担当者の報酬問題ということで、横並びで検討した方がいい。

⇒（岡本会長）

菊池さんについては、委員会細則によると、編集委員会事務局に理事以外の人を置く場合は理事会報告が必要であるので、その点をお願いしたい。その際に、報酬が必要かどうかという議論をあわせてさせていただきたい。

- ・今の話は、手続き的にはすでに申請できるということか。事務局員を有償化するかどうかは、委員会の個別の話ではなく、財政を踏まえ全体を見渡して、これくらいだったら出せるとか出せないとかいう話をしてもらわないと。

⇒（岡本会長）

事務局などの担当者に費用を払うかどうかのルールがあればいいが。従来の編集主幹には払ってきていない経緯がある。

- ・龍谷大会はなぜ大会事務局に支払ったのか。あれは特殊事情ではないか。であれば、引き継ぐ必要はないのでは。

⇒（早瀬副会長）

龍谷大会はたしかに特殊事情かもしれない。ただ、ああいった集会を全

部ボランティアでやるという場合、引き受けられないところが多いのではないかと。また、以前の大会でも有償の院生などがいたため、龍谷が初めてではない。

- ・原則論は払うべきであり、お金がなかったから払ってこなかったというだけだ。

⇒（岡本会長）

この前、紙徳さんにも学会事務局移転の関係で、会計を担ってもらう可能性があり迷いながらではなるが有償で業務を引き受けていただいた。一定の業務が発生する場合は、払った方がいいという発想がないわけではない。

- ・学会活動という見方もある。つまり、いろいろと業務はあるけれど、それはその人にとっては学会活動であるという意見もある。あまりにも業務量が多くないような場合は有償化を検討すべきかと思うが、明確に基準が設けられるようなものではなく、どこで線引きするかは、難しい問題である。

- ・事務局の松本さんにはすでに支払うと伝えているのか。

⇒（岡本会長）

大会実行委員会の経費の中で充当するように依頼している。

- ・大会事務局としては今年度予算として 15 万円計上されている。
- ・先ほどの予算の項目も雑給のところに、龍谷大会の 30 万円と今期の 15 万円が入っている。学会としては、各委員会等の状況を踏まえて、ここに雑給として入れるかどうか、というだけの話ではある。

- ・恒常的に業務が発生する編集主幹のようなものについては、執行部で案を考えてもらった方がいいのではないかと。

⇒（岡本会長）

その場合、どのくらいの事務量になるのか、それが編集委員とどの程度違うのか、といった点について情報を上げてもらう必要がある。

- ・他の委員会で、そのような明らかに学会業務とはかけ離れた実態のものはあるのか。

⇒（小田切事務局長）

おそらく、大会実行委員会事務局と編集主幹の 2 つではないかと。

⇒（岡本会長）

それでは、検討するための材料をいただきたい。そのうえで、新たに支払うかどうかについて議論することになる。執行部が主導する案件かど

うか微妙なところだが、やはり委員会から提案いただいて検討する形としたい。また、編集主幹の設置については、委員会細則違反の状態なので、そちらの手続きもお願いしたい。

- 手続き的にはそうだが、これは執行部が検討すべき議題だと思う。
- 報酬を出すかどうか、いくら出すかを、執行部に一任するという決議をここでするという手もある。また、李先生は、松本先生に報酬を出すから実行委員から外れていただいたという形になるのだろうが、事務局長職に一定の報酬を払うということであれば、問題ないのでは。もらうもらわないかに関わらず、実行委員に入ってほしい人に入っていただくべき。報酬がないのに、負担だけかかることになってはいけない。

- 例えば、今後広報の方で実行部隊ができてくれば結構な作業量になると思うし、いまの時点でどのあたりが有償になるかを俯瞰したうえで考えればいい。また、今の事務局についてだが、実態としては実行委員会に参加し情報は共有できていて不都合は生じていないので、今年もこの形でいいと思うが。
- ご本人の意向で決めればいいのか。
- 委員に入ってもいいのではないか。その方がやりやすいと思う。
- 先ほどの話にあったが、学会全体の横並びで有償化を検討するというのは進めてもらうとして、この実行委員会の個別の問題は、兼任でも適用するということだけ決めればいいのか。

⇒ (岡本会長)

それでは、委員長と松本先生が、そういう兼任の形を希望しているとしたら、そのような形でよろしいか。

- 元々、委員長と二人で事務局を兼担するという話から始まって、その後の検討で安定してきているので、今からまた実行委員兼務という話をしなくても、十分にまわらと思うが。

⇒ (岡本会長)

まず、松本先生に支払いもなく負担だけかかるようなことにはしないようにしたい。また、松本先生が兼担するかどうかについて相談はしてみる。が、小田切さんも事務局として実行委員は外れている。この部分だけOKを出していいのか、ということについて若干の危惧がある。そこで、今回はこの提案でご承認をしていただいて、この問題については懸案の論点であることを確認して今後すすめていくという形ではどうか。

承認事項

審議の結果、第二号議案について原案通り承認した。

(3) 第三号議案：新規入会会員について

・岡本会長より、新規入会会員の承認について提案があった（第三号議案資料）。2019年5月31日～2019年8月25日の期間における新規入会者9名を承認したい旨、説明が行われた。

質疑等

なし

承認事項

審議の結果、第三号議案について原案通り承認した。

以 上

議長

岡 本 仁 宏 印

議事録署名人

岡 田 彩 印

粉 川 一 郎 印